

YAIJU
子育て世帯

移住定住応援事業



焼津市

も く じ

はじめに	1
簡易チェック	1
詳細チェック／補助額(新築)	2
必要書類(新築)	3
詳細チェック／補助額(中古)	4
必要書類(中古)	5, 6
問合せ先	6
注意事項	7
補助金交付まで	7
申請書	8
誓約書	9
請求書	10

はじめに

子育て世帯移住定住応援事業は、市外に住む子育て世帯を対象に焼津市への移住、定住を促進するため、住宅取得に係る費用を助成する制度です。

簡易チェック

START

購入した土地、住宅はどれに該当しますか？

焼津市南部地区
一般保留地

会下ノ島石津地区
一般保留地

中古住宅
または
中古マンション

YES

令和4年4月1日以降に焼津市外から転入してきましたか？

YES

子育て世帯に該当しますか？

夫婦の場合

中学生以下の子がいる
又は
夫婦がともに40歳以下である

一人親の場合

中学生以下の子がいる

YES

土地、住宅の契約日が令和4年4月1日～令和7年3月31日の間である

YES

ご自身で書類を準備
申請手続きを行ってね



補助金の対象になる可能性があります
(詳細チェックへ)

- ▶ 南部地区、会下ノ島石津地区の一般保留地を購入した方（新築）・・・P 2
- ▶ 中古住宅または中古マンションを購入した方（中古）・・・・・・・P 4

詳細チェック 新築

○基本条件

項目	条件	チェック
土地の契約期間	土地の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和4年4月1日から令和7年3月31日の間である	
土地の種類	焼津市又は土地区画整理組合の販売する一般保留地である	
居住履歴	子育て世帯全員が令和4年4月1日以降に市内に転入する。ただし令和4年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入した者は対象外	
住宅の契約期間	住宅の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和4年4月1日以降である	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある	
契約金額	土地・住宅の合計額が1000万円以上である（消費税を除く）	
所有権	土地・住宅それぞれの所有権の持ち分が夫及び妻で合計2分の1以上である	
定住	対象住宅に引き続き10年以上居住する	
税金	子育て世帯と同居親族が市町村民税を滞納していない	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である	
暴力団	入居者が暴力団または暴力団員と密接な関係がない	
他の補助金	過去に下記補助金の交付を受けていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市若者世帯定住支援奨励金 ・ 焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・ 中古住宅流通促進奨励金 ・ 焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 	

補助額

土地の種類	土地についての問い合わせ先	金額内訳	上限金額
焼津市南部地区 一般保留地	区画整理課 南部担当 TEL：054-627-9413	保留地価格の 1/10	100万円
会下ノ島石津地区 一般保留地	区画整理課 会下ノ島担当 TEL：054-626-2167		

必要書類（納税証明書は窓口で他の書類を確認後に取得していただきます）

新築

		必要書類	備考	問合せ先
基本書類	ご自身で用意する書類（原本）	申請書	P8 ・日付は空欄としてください	1
		誓約書	P9	
		請求書	P10	
		住民票	同居親族全員分	4
		戸籍謄本	本籍地の市町村で発行 子育て世帯の全員分	焼津市の場合 4
		納税証明書 （取得書類は世帯員の課税状況で変わります）	今まで住んでいた市町村で発行 同居親族全員分（子供を除く） 焼津市の場合は下記証明書を取得 ※他の市町の場合は異なる場合があります	焼津市の場合 4
		課税有	納税証明書（市県民税） 又は 市税完納証明書	
		課税無	住民税課税証明書 （課税がない事の確認）	
		建物の登記簿	全部事項証明書	5
		保留地権利台帳 記載事項証明書	南部地区	2
保留地証明書	会下ノ島石津地区	3		
基本書類	契約先より受領する書類（コピー）	土地の契約書	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額 ③地番 ④面積 ⑤契約年月日	
		土地の領収書	領収書>振込用紙>通帳口座	
		住宅の領収書	（領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可）	
		建築確認済証		
		付近見取り図	建築確認済証に添付されています	
		配置図	建築確認済証に添付されています	
各階平面図	間取りを確認できる書類 ※問合せ先は6頁を参照ください。			

詳細チェック 中古

○基本条件

項目	条件	チェック
契約期間	土地、住宅の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和4年4月1日から令和7年3月31日の間である	
居住履歴	子育て世帯全員が令和4年4月1日以降に市内に転入する。ただし令和4年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入した者は対象外	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある	
耐震性	昭和56年5月31日以前の建物の場合は耐震性が確認出来ること	
契約金額	土地・住宅と改修費用の合計額が500万円以上である（消費税を除く）	
所有権	土地・住宅それぞれの所有権の持ち分が夫及び妻で合計2分の1以上である	
定住	対象住宅に引き続き5年以上居住する	
税金	子育て世帯と同居親族が市町村民税を滞納していない	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である	
暴力団	入居者が暴力団または暴力団員と密接な関係がない	
他の補助金	過去に下記補助金の交付を受けていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市若者世帯定住支援奨励金 ・ 焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・ 中古住宅流通促進奨励金 ・ 焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 	

補助額

種類	内容	金額内訳	最大金額
住宅の購入	取得価格及び改修工事費の合計額（消費税を除く）が500万円以上である	20万円	60万円
築30年以上	築年数が30年以上である	20万円	
市内業者加算	市内業者にて200万円（消費税を除く）以上リフォーム ※他の補助金を受ける方：市へ要確認	20万円	

必要書類 （納税証明書は窓口で他の書類を確認後に取得していただきます）

中 古

		必要書類	備考	問合せ先
基本書類	ご自身 で用意 する 書類 (原本)	申請書	P8 ・日付は空欄としてください P9 P10	1
		誓約書		
		請求書		
		住民票	同居親族全員分	4
		戸籍謄本	本籍地の市町村で発行 子育て世帯の全員分	焼津市の 場合 4
		納税証明書 <small>（取得書類は世帯員の課税状況で変わります）</small>	今まで住んでいた市町村で発行 同居親族全員分（子供を除く） 焼津市の場合は下記証明書を取得 ※他の市町の場合は異なる場合があります	焼津市の 場合 4
	課税有	納税証明書（市県民税） 又は 市税完納証明書		
	課税無	住民税課税証明書 <small>（課税がない事の確認）</small>		
	土地の登記簿 建物の登記簿	全部事項証明書	5	
基本書類	契約先 より受 領する 書類	中古住宅・土地 の契約書	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額 ③地番 ④面積 ⑤契約年月日	
		中古住宅・土地 の領収書	領収書>振込用紙>通帳口座 <small>（領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可）</small>	
		付近見取り図	住宅の所在が分かる地図等	
		各階平面図	間取りを確認できる書類	
	S56.5.31以 前に建築の 住宅等	耐震性	耐震基準適合証明書または 焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金 交付確定通知書の写し	

※問合せ先は6頁を参照ください。

必要書類 その他

中古 補助額加算

追加書類	築30年以上加算を申請する場合（コピー）	建築年数が確認できる書類	建築確認済証、建築時の契約書、工事関係図書等で建築年数が確認できるもの
	市内業者加算を申請する場合（コピー）	改修工事の請負契約書	契約相手先が市内業者のものに限る ※市内に本店、支店、営業所、事業所を有し、契約書の契約先住所が市内のもの
		工事内容の確認できる書類	改修工事の請負契約書、見積書等で工事内容が記載されたもの
		工事前後の写真等	工事内容のわかるもの
		改修工事の領収書	領収書>振込用紙>通帳口座 (領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可)

問合せ先

No	部署名			
1	焼津市役所	住宅・公共建築課	054-626-2163	焼津市本町 2-16-32
2		区画整理課 南部担当	054-627-9413	
3		区画整理課 会下ノ島担当	054-626-2167	
4		市民課	054-626-1116	
5	静岡法務局	藤枝支局	054-641-1557	藤枝市青木 1-4-1

注意事項

○子育て世帯の年齢確認

土地の契約日	対象となる生年月日	
	親	子供
令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	昭和 57 年 4 月 2 日以降	平成 19 年 4 月 2 日以降

○この手引きに記載がない内容でも、この制度の目的に合致しないと判断された場合、補助金は交付されません。

○補助金は一時所得になるため、確定申告が必要です。所得税や住民税などの対象となりますので、あらかじめ考慮しておくことをお勧めします。※詳細は税務署へお問い合わせください。

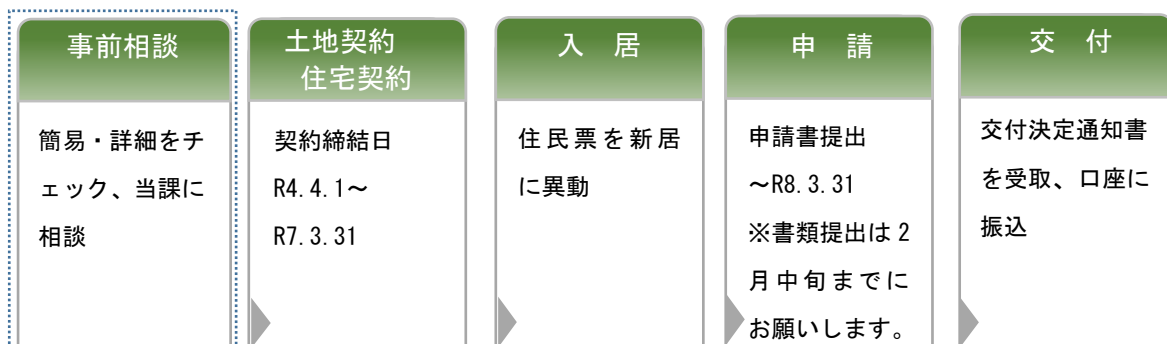
○交付決定後であっても、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

! 補助金交付を受けた後に世帯員全員が住み続けることが出来なくなる可能性がある場合は事前にご相談ください。(新築住宅：10年 中古：5年)

○一般保留地の物件一覧はホームページをご覧ください。

○市内業者による改修工事加算は、市内に本店、支店、営業所、事業所を有し、契約書の契約先が市内になるものが対象となります。

補助金交付まで



※重要

※予算の関係上、支払いに時間を要する場合があります。